

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：湖北地域消防組合 管理者
湖北地域消防本部 消防長

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	79.8%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	101.0%
全職員	63.9%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 「任期の定めのない常勤職員」の給料については、湖北地域消防組合の給与に関する条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部長・次長相当職	— %
課長相当職	— %
課長補佐相当職	— %
係長相当職	96.8%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	— %
31～35年	— %
26～30年	92.3%
21～25年	— %
16～20年	— %
11～15年	— %
6～10年	— %
1～5年	105.8%

- * 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

【説明欄】

湖北地域消防組合において、性別による給料月額の違いはありません。

1. 男女の勤続年数による影響

任期の定めのない常勤職員全体のうち、女性の割合は約1.4%であるところ、また任期の定めのない女性職員のうち、勤続年数10年以下の区分に占める職員の割合が63%となっており、相対的に給与水準の低い職員に女性が偏っていることが男女の給与の差異の要因となっています。

2. 勤務形態による影響

任期の定めのない常勤職員以外の職員のうち、再任用職員は男性5名のみで、会計年度任用職員は女性3名のみ在籍しています。この勤務形態の差による給与条件の差が男女の給与の差異となっています。

3. 勤務形態における男女の構成比による影響

全職員に対する任期の定めのない常勤職員以外の職員の割合が、男性が約12.2%に対し、女性が約49%となります。このため、全職員における給料の総額について任期の定めのない常勤職員以外の職員の給与が女性職員の給与総額に大きく影響したことが全職員の男女の給与差の要因となっています。

4. 扶養手当及び住居手当による影響

扶養手当及び住居手当の受給者に占める割合は、扶養手当の受給者に占める男性の割合が100%、住居手当の受給者に占める男性の割合が100%であることも男女の給与の差異が生じる要因となっています。